

所管課	健康長寿部健康推進課													
施策の大綱	まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施 策									
	第2章 共生共感都市		07 健康		01 生涯を通じた健康づくりを推進する									
事業：母子保健健康診査事業												整理番号	0096	
目的	母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図るため健康診査を実施し、疾病の早期発見と育児支援を行うことを目的とする。													
目標	乳幼児健康診査受診率(4か月・後期・1歳7か月・2歳6か月・3歳6か月健康診査)の向上をめざし、虐待予防の観点から未受診者対策の充実を図る。また妊婦に対する支援を充実させ、安心・安全な出産への支援を充実させる。													
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		97,319		コスト情報・評価 内訳	総コスト(千円)		120,955		総合評価 評価理由	B	妥当性	A	
	財源内訳	一般財源		96,911		事業費		97,319				効率性	A	
		国府支出金		408		人件費		23,636				有効性	B	
		地方債		0		公債費		0			疾病の早期発見や、保護者への育児支援が充分に行われたか検討が必要である。			
		その他特定財源		0		一人あたり(円)		1,083						
						世帯あたり(円)		2,559						
	貢献度	施策に対する事業貢献度		A		根拠	疾病の早期発見につながり、同時に成長発達の評価、育児支援のための援助となったため。							
今後の方向性	健診受診の啓発と、未受診者への対策を充実させる。													

事業 優先順位		2	細事業:妊婦健康診査事業				整理 番号		11										
目的		妊娠中毒症や糖尿病、貧血やその他の合併疾患のチェックを行い、流産・死産・未熟児の出生等を予防し、妊婦・胎児の健康状態の維持を図ることを目的とする。																	
目標		母子手帳の申請時に妊婦健康診査受診票を交付し、医療機関委託による個別方式で実施する。妊婦健康診査の重要性について説明を行い、安心・安全な出産が出来るように妊婦健康診査の受診を勧奨し、受診率の向上をめざす。																	
事業 実施主体		直営		事業開始 年度		平成9年度		根拠 法令		母子保健法第 13条									
事業費・財源			平成25年度		平成24年度		比 較		コスト 情報・ 従事 職員数			平成25年度		平成24年度		比 較			
	事業費（決算額）（千円）		66,216		42,712		23,504			総コスト（千円）		70,791		47,473		23,318			
	財源 内訳	一般財源		66,216		33,089		33,127		内 訳	事業費		66,216		42,712		23,504		
		国府支出金		0		9,623		-9,623			人件費		4,575		4,761		-186		
		公債費									公債費		0		0		0		
		一人あたり（円）		634		421		213			一人あたり（円）		634		421		213		
		世帯あたり（円）		1,498		1,007		491			世帯あたり（円）		1,498		1,007		491		
		職員数（人）		0.60		0.60		0.00			参 考	職員数（人）		0.60		0.60		0.00	
	再任用職員数（人）		0.00		0.00		0.00			再任用職員数（人）		0.00		0.00		0.00			
	今後の方向性		妊婦健康診査の啓発を行い、安心・安全な出生をめざす。																
評価	妥当性		効率性		有効性		対象者	妊婦 約700人											
	A		A		B														

事業：母子保健健康診査事業

1. 母子保健健康診査事業

母子保健法に基づき、乳幼児や妊産婦の疾病予防を主たる目的として、妊婦健康診査事業・乳幼児集団健康診査事業（4か月児健康診査事業・1歳7か月児健康診査事業・2歳6か月児歯科健康診査事業・3歳6か月児健康診査事業）・乳幼児経過観察健康診査事業（経過観察健康診査・発達相談・歯科フォロー健診・運動発達クリニック・精神発達クリニック）・乳幼児個別健康診査事業・乳幼児精密健康診査事業を実施した。

細事業：妊婦健康診査事業

1. 妊婦健康診査

妊婦の妊娠高血圧症候群※や、糖尿病、貧血やその他の合併疾患など母体の変化による異常の早期発見及び異常出産の早期発見及び未熟児発生の予防等のため適切な保健指導が受けられるよう健康診査を実施することにより、妊婦の健康管理の向上を図った。

平成25年度より、妊婦健康診査にかかる公費負担の費用を116,840円に増額させ、妊婦の経済的負担の軽減も図った。

また、大阪府外で妊婦健康診査を受診する妊婦を対象として、申請により公費負担を実施した。

<河内長野市における公費負担額の推移>

年度	公費負担額
平成19年度	17,300円
平成20年度	26,000円
平成21年度	44,400円
平成22年度	58,500円
平成23年度	58,500円
平成24年度	70,000円
平成25年度	116,840円

※ 妊娠高血圧症候群

…妊娠20週以降、分娩後12週まで高血圧がみられる場合、または、高血圧に蛋白尿を伴う場合のいずれかで、かつこれらの症状が単なる妊娠の偶発合併症によるものでないもの。

<妊婦健康診査の実施状況>

事業名	実人数（人）	延べ（人）
妊婦健康診査	677	8,404
府外受診（上記再掲）	80	631